

国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧について

住民基本台帳法第11条第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成29年11月1日から平成30年10月31日までの閲覧の状況

閲覧年月日	請求者・申出者(委託者)	閲覧者(受託者)	請求事由の概要	閲覧に係る市民の範囲
平成30年5月31日	内閣府大臣官房 政府広報室	(社)中央調査社	国民生活に関する世論調査	磯原町磯原 31名
平成30年10月29日	総務省大臣官房 総括審議官	(社)輿論科学協会	通信利用動向調査	中郷町上桜井 磯原町豊田 関南町神岡上 大津町 計172名